

平成29年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 平成29年 8 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成29年 8 月 5 日）

1	出席議員氏名	3
1	議事日程（第1号）	4
○	高倉副議長開会宣告	4
1	議員異動報告	4
1	議席の指定	4
1	議長選挙の件	4
○	石田議長就任挨拶	5
1	議事日程（第2号）	6
1	例月出納検査結果報告	6
1	出席要求理事者報告	6
1	会議録署名議員の指名	6
1	会期決定の件	7
1	第3号議案	7
1	第3号議案、同意	7
1	第1号議案及び第2号議案	
○	山崎広域連合長の提案理由説明	8
1	一般質問	
○	岸田圭一郎議員の質問並びに山崎広域連合長及び中西事務局長の答弁	8
○	山崎恭一議員の質問並びに河田事務局次長兼総務課長兼会計管理者、樋口業務課長及び小谷法人税務課長の答弁	12
○	小原明大議員の質問並びに中西事務局長及び樋口業務課長の答弁	19
1	第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）	
○	光永敦彦議員の討論	28
○	徳谷契次議員の討論	28
1	第1号議案及び第2号議案、可決及び認定	29
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件	29
○	石田議長閉会宣告	30

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
1	議長選挙の件 (石田宗久君 当選)	—
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件 (選挙管理委員 梅原勲君、荘司泰男君、田淵五十生君、角替豊君 当選) (選挙管理委員補充員 伝宝和平君、河合良治君、中島則明君、上本雄一郎君 当選)	—
第1号	京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件	原 案 可 決
第2号	平成28年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を 認定に付する件	認 定
第3号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意

平成29年 8 月京都地方税機構議会定例会会議録第 1 号

平成29年 8 月 5 日（土）午後 2 時00分開会

○出席議員（32名）

石	田	宗	久	君
秋	田	公	司	君
荒	卷	隆	三	君
光	永	敦	彦	君
平	井	斉	己	君
林		正	樹	君
足	立	伸	一	君
岸	田	圭一郎		君
高	倉	武	夫	君
山	崎	恭	一	君
長	野	恵津子		君
北	仲		篤	君
湊		泰	孝	君
村	田	圭一郎		君
太	田	秀	明	君
小	原	明	大	君
清	水	章	好	君
河	田	美	穂	君
谷	口	雅	昭	君
小	中		昭	君
倉		克	伊	君
小	泉		満	君
林		吉	一	君
西	島	寛	道	君
原	田	周	一	君
松	本	俊	清	君
竹	内	きみ代		君
内	海	富久子		君
徳	谷	契	次	君
山	下	靖	夫	君
和	田	義	清	君
勢	簀		毅	君

○議会事務局

議会事務局長

森 田 鉄 也

議事日程（第1号）平成29年8月5日（土）午後2時00分開会

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以 上

---

○副議長（高倉武夫君） これより、平成29年8月京都地方税機構議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。安宅吉昭議員の議員任期満了に伴い、精華町議会から内海富久子議員が新たに選出されましたので、御報告します。

また、田中英夫議員、中川貴由議員、田中健志議員、芦田眞弘議員、真田敦史議員、土居一豊議員、丹野直次議員、田島祥充議員、米澤修司議員、島野均議員、松尾憲議員、岡田泰正議員から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、許可いたしましたので、御報告します。

田中英夫議員ほか11名の議員の辞職に伴い、京都府議会から秋田公司議員、荒巻隆三議員、平井斉己議員、福知山市議会から足立伸一議員、宇治市議会から長野恵津子議員、城陽市議会から村田圭一郎議員、向日市議会から太田秀明議員、八幡市議会から清水章好議員、京田辺市議会から河田美穂議員、木津川市議会から倉克伊議員、久御山町議会から林吉一議員、和束町議会から竹内きみ代議員が新たに選出されましたので、御報告いたします。

---

○副議長（高倉武夫君） 次に、日程第2「議席一部変更並びに議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出されました内海富久子議員ほか、12名の議員の議席指定に関連し、議席の一部を変更する必要が生じたので、別紙、お手元に配付の議席表のとおり、一部変更並びに指定をいたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（高倉武夫君） 異議なしということで、そのように決定します。

---

○副議長（高倉武夫君） 次に、日程第3「議長選挙」を行います。お諮りいたします。選

挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（高倉武夫君） 異議なしと認め、そのように決定します。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（高倉武夫君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議長に石田宗久議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、私から指名いたしました石田宗久議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（高倉武夫君） 御異議なしと認めます。

よって、石田宗久議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました石田宗久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、石田宗久議長から御挨拶の申し出があります。

石田宗久議長。

〔議長石田宗久君登壇〕

○議長（石田宗久君） ただいま、皆様から御推挙を賜り、議長に選出されました石田宗久です。

誠にありがとうございます。

この度は誠心誠意、全力を傾注し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。

議員の皆様、また、山崎連合長をはじめ、理事者の皆様方には、格別なるお力添え、御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（高倉武夫君） それでは、石田議長、議長席にお着きください。

〔副議長高倉武夫君議長席を退く〕

〔議長石田宗久君議長席に着く〕

---

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

河 井 規 子

副広域連合長

木 村 要

副広域連合長

山 内 修 一

事務局長	中西利信
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	河田政章
事務局業務課長	樋口賢
事務局法人税務課長	小谷幸
事務局業務課参事	谷統一
事務局業務課参事	岡部晴朗
事務局法人税務課参事	池田正康

---

議事日程（第2号）平成29年8月5日（土）午後2時06分開議

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名議員指名の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 第3号議案
- 第5 第1号議案及び第2号議案（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）
- 第8 選挙管理委員及び補充員の選挙の件

以上

---

○議長（石田宗久君） これより、議事日程第2号により、議事を進行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○議長（石田宗久君） 日程第1「諸報告」。監査委員から例月出納検査の結果報告5件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、御らんおき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御らんおき願います。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第2「会議録署名議員指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第6条の規定により、私から、平井斉己議員及び清水章好議員を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に日程第3「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

---

○議長（石田宗久君） 次に日程第4、第3号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。森田議会事務局長。

〔森田議会事務局長朗読〕

---

### 第3号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成29年8月5日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

稲岡 修

---

○議長（石田宗久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

それでは稲岡修君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。

よって、稲岡修君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第5「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題と



いたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○**広域連合長（山崎善也君）** 本日、ここに平成29年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また土曜日にもかかわらず、御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

まずは、機構の2月議会定例会におきまして、自動車関係税申告書等受付事務の共同化に係る広域計画の変更と職員定数条例の改正について御議決を賜ったところでございますが、これを受けまして、4月1日に自動車関係税申告受付センターが開設できましたことを御報告申し上げますとともに、改めまして、御尽力いただきました皆様方に御礼を申し上げます。

それでは、各議案につきまして、一括して順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案「京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件」につきまして、御説明申し上げます。本議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

次に第2号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして、御説明を申し上げます。本議案は、平成28年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして認定を求めるものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

---

○**議長（石田宗久君）** 次に、日程第6「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、岸田圭一郎君に発言を許します。岸田圭一郎君。

〔岸田圭一郎君登壇〕

○**岸田圭一郎君** 失礼いたします。

舞鶴市議会選出の岸田圭一郎でございます。それでは、先に通告しています項目に従いまして、一括にて質問させていただきますので、御答弁よろしくお願い申し上げます。

さて、京都地方税機構の平成28年度の収納率は、過去最高の51.2%とお伺いし、移管を受けた税額の半分以上を徴収するまでに至ったとお伺いします。昨年度は、いわゆる三位一体の改革により、国から地方へ大きな税源移譲がなされてから、10年目の節目の年でありました。この三位一体の改革により、地方税の比率は高まり、地方税業務の執行体制の強化と税業務の効率化が、要請されたことが、機構設立の大義にもなったわけですが、京都地方税機構は、京都府と、京都市を除く府内の25市町村の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現を目指すことを、設立目的とされています。先にも述べましたように、過去最高の収納率になるように御努力いただき、着実に成果を上げてきていると認識しています。そこで、わが舞鶴市におきましても、共同化前の徴収率も高かったことは認識していますが、平成21年度と平成27年度を比較しますと、一般税の収納率は、94.9%から96.9%と2ポイント上昇し、とりわけ、滞納繰越分について、20.6%から23.5%と2.9ポイント上昇しており、舞鶴市にとって大変重要な自主財源である

税収確保に大きな成果が表れているのではないかと感じているところです。この地方税機構の設立にあたっては、私が所属しています舞鶴市議会におきましても、市にとって本当にメリットがあるのかどうかなど、共同化を懸念する意見もあったところではありますが、京都地方税機構の議員に選出されてから、機構議会や業務説明会の場で機構の取組状況をお聞きしておりますと、毎年、着実に成果を上げられており、それが構成団体の徴収率にも反映されてきているということは、私はやはり、共同化を進めてきてよかったのではないかと、税機構におけるこれまでの徴収業務の取組については、大いに評価されるものではないかと、感じているところでもあります。

そこでお伺いするのですが、昨年8月の定例会では、平成27年度の機構収納率は、48.9%と過去最高率を更新していると答弁されています。平成28年度は、これをさらに、更新することとなりましたが、その28年度の納税者の利便性の向上や、延滞金収納などの徴収業務の取組については、どのような状況なのかをお聞かせ願います。

また、徴収率や収納率は着実に向上されていると認識はしている中で、さらなる向上に向けての課題などがあればお聞かせ願いたいと思います。

さらに、滞納整理に早期に着手するには、課税側との連携が欠かせないものと考えますが、これまでどのように取り組んでおられるのか、今後、どのような取組が必要であると認識しておられるのかについてもお聞きいたします。

この項目の最後に、個別に納税折衝や財産調査を行う中で、いわゆる納めたくても納められない方への納税の緩和策については、法に則り、適正に対応されていると認識してはおりますが、納税の猶予や、滞納処分の執行停止の実績や運用状況についてもお聞かせください。

それでは、2項目ですが、セキュリティ対策についてお伺いします。

機構は、業務の性格上、個人情報も多く取り扱っているところであり、その情報の保護を、セキュリティ対策においては、極めて重要であることを認識しております。また、個人番号、いわゆるマイナンバーについては、平成28年1月から利用が開始されているところであり、今後、税業務においても利活用されることで、効率化が期待されているところですが、一方で、日本年金機構の個人情報流出事件の発生や、サイバー攻撃が急速に複雑化、巧妙化してきているのが現実で、より一層のセキュリティ対策の強化が必要となっていると感じています。そこで、機構において、平成27年12月の総務大臣通知にしたがって、セキュリティ対策を進められていることは、お聞きしていますが、現在の取組状況をお聞かせください。また、個人番号であることから、セキュリティ対策も万全なものとしなければならないのは当然ではありますが、マイナンバーの利活用の予定などについてもお聞かせください。

以上、2項目について、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（石田宗久君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、岸田議員の質問に対してお答えします。

当機構は、府税と市町村税の税業務を共同化して行うことによって、納税者の利便向上や、業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税務行政の一層の推進を図ることを目的として設立されたものでございます。徴収業務基本方針に基づきまして、納めたくても納められな

い方と、納められるのに納めない方を見極めて、納められない方には、個別の事情を十分把握し、法に定められた緩和措置の適用を含めて対応し、一方、納めない方には、厳正に対処するなど、公平・公正な税務行政を進め、納税者の理解と信頼を得ることを基本に取り組んできたところでございます。徴収業務を開始いたしまして、7年目の平成28年度におきましては、平成22年度には構成団体から滞納となって移管された額が約290億円であったものが、100億円減の、約190億円までに圧縮されますとともに、移管額の内訳も現年課税分が滞納繰越分を初めて上回るなど、節目の年となったところでもございます。

平成28年度の取組状況でございますが、移管額が現年課税分が96億3,300万円、滞納繰越分が95億400万円、合計191億3700万円で、収納額は現年課税分が70億4,800万円、滞納繰越分が27億5,900万円、合計で98億700万円となり、収納率は前年度より2.3ポイント増えまして、平成22年度と比べても16.4ポイントの大幅増となっております。当機構の発足以来、最高の51.2%の収納率となるなど、着実に成果が上がってきているところでございます。

各構成団体の徴収率におきましても、一般税の各市町村の平均は、平成28年度は97.0%となりまして、前年度から0.4ポイントの増、平成21年度からと比べると3.8ポイントの上昇となり、京都府においても、平成28年度は98.6%と、前年度から0.1ポイント、平成21年度からと比べると1.4ポイント増の過去最高率となったところでありまして。また、移管を受けている団体の国民健康保険税、また保険料の徴収率の平均も平成28年度は84.1%となり、前年度から1.3ポイント、平成21年度から比べると8.9ポイントの上昇となっております。

次に、納税者の利便性の向上の取組に関しては、収納率の上昇の一因としても挙げられるコンビニ納税の普及がそれと考えています。機構発足当時は、ほとんどの構成団体で導入されておられませんでしたコンビニ納税を利便性の向上を目的に導入したところでございますが、年中無休で24時間、納税可能なコンビニの取扱実績は年々拡大しておりまして、平成22年度では8万4,000件、収納額10億9,000万円でありましたが、平成28年度におきましては、件数が20万2,000件、収納額が23億9,000万円と、件数、収納金額とも2倍以上の実績になっているところでございます。これはコンビニ納税の浸透はもとより、主要なコンビニ店舗が府内において、平成22年度に比べて約300店舗増加しています。今後ますますコンビニ納税が定着していくものと考えております。

次に、延滞金の徴収状況でございますが、延滞金は租税債権の納期内納付の適正な実現を図るとともに、納期内に納付された納税者との均衡を図るために設けられているものであり、適正な徴収を行った結果、平成28年度においては6億4,600万円の収入実績となっております。さらなる徴収率や収納率の向上に向けての課題についてでございますが、収納率につきましては業務開始初年度の平成22年度から年々着実に上昇しておりまして、平成29年度の当機構の運営方針においても、前年度実績にプラス1ポイントの52.2%を目標として取り組むこととしているところでございます。徴収業務開始以降、過去の大口を中心とする滞納繰越分の一定の整理ができて、移管額は現年課税分が上回る状況となっておりますことから、現年課税分についてはこれまでの収納率の維持、滞納繰越分についても一層の整理に努めていきたいと考えているところでございます。徴収率につきましても、すべての構成団体で前年度徴収率を上回ることを目指しており、平成28年度は22団体で上昇し、2団体が同率であっ

たところでございます。

当機構といたしましては納税環境の整備に取り組み、移管を受けた滞納税を早期に徴収することで、各構成団体の税收確保に努め、滞納者を納期内の自主納税に導き、納税秩序の確立を目指すことで構成団体の期待に応えていく所存でございます。

次に、滞納整理に係る課税側との連携についてであります。議員の御指摘のとおり、滞納整理に早期に着手するには、課税サイドとの連携は不可欠であります。高額な課税案件には、構成団体において、納税の準備をお知らせする課税予告文書の送付などを行い、滞納時には機を逸さない滞納処分が行えるよう、督促状の早期発付や、繰上徴収の手続きなどを連携してまいりましたが、これらの連携を今後もさらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、納税の猶予や滞納処分の執行停止の実績、また運用状況であります。納税の猶予は、徴収猶予と換価猶予に大きく大別されます。徴収猶予につきましては、災害等の理由により、一括納税できないと認められる方に対して、申請に基づき、基本的に1年以内、最長で2年間、税の徴収が猶予される制度でございます。平成28年度の実績は、熊本地震による被災者と、自宅火災に遭われた方がそれぞれ1件ありまして、猶予額は計100万円でありました。

また換価猶予につきましては、納税について、誠実な意思を有する方について、その方の財産を換価することにより、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがある時に、原則として、担保を徴収し、基本的に1年以内、最長2年間、換価が猶予される制度です。平成28年度の実績は26件で、約2億3000万円でありました。なお、平成28年度から制度化されました申請による換価猶予は、現在のところ実績はございません。

滞納処分の執行停止についてであります。滞納者に財産がない時や、生活を著しく窮迫させる恐れがある時に、滞納処分の執行を停止し、3年間その状況に変わりがない場合には、徴収不能として不納欠損の手続きに入る制度であります。平成28年度の実績でございますが、事由別で申し上げますと、無財産が2,157人で約3億7,200万円、生活困窮が679人で約1億300万円、所在・財産とも不明が334人で約3,500万円となっております。機構発足時に大量に移管されました平成21年度以前の課税分に対し、平成26年度までに一定の執行停止等がなされておりますので、平成27年度からは減少傾向になっているところでございます。

納税の猶予及び滞納処分の執行停止の運用にあたりましては、引き続き個々の実情をしっかりと把握し、法に則して適正に行ってまいりたいと考えております。

セキュリティ対策につきましては、事務局から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

〔事務局長中西利信君登壇〕

○事務局長（中西利信君） セキュリティ対策及びマイナンバーの利活用の予定につきまして、お答えさせていただきます。

まず、現在のセキュリティ対策の取組状況でございますが、議員御指摘のとおり、私どもの機構は税に関する個人情報を取り扱うことから、これまでも厳格な管理を行ってきたとこ

ろですが、平成27年12月の総務大臣通知に基づきまして、セキュリティ対策を抜本的に強化することとし、具体的には、税情報を扱う専用の端末を職員に1台ずつ新たに配備し、他の業務を行う端末と完全に分離いたしました。また、インターネット等、外部へ接続する端末は、京都府と市町村で構成された自治体セキュリティクラウドを利用し、デスクトップの仮想化技術を用い、端末内のデータには一切アクセスできない環境を構築するとともに、サイバー攻撃で多く使われるメール経由でのウイルス感染を防ぐため、メールや添付ファイルの危険な部分を除去する無害化処理を実施する対策を本年6月までに完了したところでございます。

次に、マイナンバーの利活用の予定であります。マイナンバーは、個人情報の正確な管理や名寄せの効率化に資するものと考えております。特に滞納整理においては、現状の名寄せ業務は、該当者を抽出し、目視による確認を行っているところでありますが、マイナンバーを活用することにより、正確で迅速な名寄せが可能になると考えております。なお、マイナンバーを含む構成団体とのデータの連携につきましては、今回のセキュリティ対策の強化を踏まえ、今後、必要なテストなどをしっかり行うなど安全を十分確認いたしまして、今年度中の開始を予定しております。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市選出の山崎恭一でございます。

京都地方税機構議会8月定例会における一般質問を行います。私は、この間、議会の度に、機構による徴税が収納率アップを至上命題とするため、特に過酷な徴税となっているのではないかという問題を取り上げてきております。過酷な徴税は、機構の性質上、陥りやすい問題です。機構議会議員は、それに対するチェックを日常的に行うことが責務であり、健全な徴税業務を維持するために欠かせない議員の仕事だと考えるからです。3月末の業務の取組状況ないし、速報値によりますと、移管額は12億円、6%減っているのに、差し押さえなどの滞納処分件数は、逆に249件と4%増えています。滞納処分件数が再び過去最高に迫っていると。収納率の連続上昇にこだわって無理な徴税、過酷な徴税が行われているということではないでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

〔業務課長樋口賢君登壇〕

○業務課長（樋口賢君） 平成29年3月末現在の移管額は、188億9,400万円ございまして、前年同期の201億円に比べまして、12億600万円減少しておりますが、収納額は89億9,600万円で、前年同期の91億1,400万円に比べまして1億1,800万円の減少にとどまっています。差し押さえを含みます滞納処分件数は、29年3月末現在で、8,977件と前年同時期の8,628件から、349件増加しておりますが、滞納者の個別事情を十分把握いたしまして、先程の連合長答弁にもありましたように、徴収業務基本方針に基づき、適切な滞納整理を行った結果であると考えております。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 全体としての数字の中身については大体、序盤に同じ答弁になるようにして

きたんですね。「大丈夫、適切に滞納整理しています。」こういう話をするのですよね。具体的に少し、気になるところを取り上げてみたいと思います。公売の実施状況を見ますと、3月末までにインターネット公売が6回、会場公売を6回行い、計399件の公売を実施しています。しかし、買受けが成立したのは63件しかありません。336件は、納税者にとっては大変重い打撃となる差し押さえ、公売を行ったのですが、徴税に貢献したのはたった2割しかなかったと、こういうことになり、買い手がつかない、売りものにもならない。しかし、納税者にとっては、大きなダメージを受ける第三者公売、こういう事態が必要以上の滞納処分ということになるのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 公売の実施についてでございますが、差し押さえ財産の換価は、公平・公正な納税秩序を維持するために、不可欠な処分でございますが、法令に基づき、着実に進めていく必要がありますが、また一方で、納税者やその財産上の権利者などに重大な影響を及ぼす処分でもございます。このため、機構では、公売にあたりましては、納税者や権利者などから聞き取りや所要の調査によりまして、個別事情の把握に努め、公売の適否について慎重に判断した上で、実施をいたしてるところでございます。

なお、落札の割合につきましては、需要に左右されますので、不動産等におきましては、地元の業者などにチラシなどを送付いたしまして、買受けの勧奨に努めているというところでございます。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 手続きは正当に行っている、日常生活にとって不可欠なものは差し押さえない、それは私もそう思っています。ただ、買い手のつかないものをこんな大量に差し押さえられても、どうせ買い手がつかないと思っているのだったら、徴税の役には立ってないわけですから、差し押さえる時に考慮する、こういうことが現場でもっと判断されてもいいのではないかと、あまりにも、売れない、買い手がつかない、そんなところまで差し押さえしていると、大きな憤りを感じるものです。買い手がついた内容を見ていると、ついに自動車はもう1件もなくなりました。滞納者の中で売れるような自動車を持っている人は、もう1人もいなくなったということだと思います。動産については、28件、117万円、1件当たり4万円程です。ここでも1件当たりで言いますと4万円程度の動産資産しかない人の滞納処分を対応されています。また、中にはわずかな滞納額に差し押さえ、公売という処分をしたということもあったかもしれない。この執行の手間にはいくらかかっているでしょうか。

効率からいっても、適切な事務執行とは言えないのではないのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 公売の費用といたしましては、インターネットを利用している場合、公売の落札時には、管理会社のヤフーの方へ、落札代金の3%プラス消費税を利用料として払い込んでおります。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 それは公売の手数料ということですよ。差し押さえる執行はずいぶん手間がかかっているのではないかと思います、それから見て、このわずかな額、ましてや公売

の比率の低さ、必ずしも効率がいいとは言えないのではないかと考えています。機構にとっても、実際に換価して、現金になって収納額が入る、こういう差し押さえが公売ですが、これによって、先程、連合長の説明の中にもありましたが、不納欠損処理をする理由が、売却資産がないからできる、それによって、徴収税金額が減って収納率が上がる。私が心配しているのは、収納率を毎年毎年新しく上げている、このことによって、実際、書類上、収納率には貢献するが、額的に大きな貢献ができないようなところまで差し押さえ、滞納処分をしているのではないかと、こういう事例を心配しています。納税者の生活実態が、資産状況に見合った適切な事務執行、納めたくても納められない方と、納められるのに納めない方とは、厳格に区別をしていきたいとおっしゃっておられます。この実現に向けて、徴税の執行について慎重に再点検をし、見直すということが必要だろうと考えています。次に、農地の差し押さえと公売についてお話をしたいと思います。

徴税の実例の一つに、農地の差し押さえ、公売というのがあります。機構のホームページによると、一番近いところで言うと、差し押さえられた農地9件が公売にかけられています。入札期限は6月26日1時までとなっていますから、既にもう売れることは売れているのだと思いますが、これを見ていると、宮津市、与謝野町等の物件が9件ありまして、大体田畑ですから、坪単価で言いますと1,000円ぐらい。単位で見ますと1反ぐらいですかね。1,057㎡とか、1,976㎡とありますから、1反、2反。耕作放棄地に至っては、坪単価417円というのがあります。こうした、農地が差し押さえになるということは、どういう事態かを考えていきたいんですが、うちの宇治市でも聞いてみたのですが、農地に関しては固定資産税や市民税は、普通、わずかな額で、納められないということにはならないだろう、競売に関しても購入資格があって、買える人は限られている。価格としてはかなり低い。こういうものが差し押さえられることは、他に預金や給料、宅地などの財産なり差し押さえになりそうなものがない。このような人は、生活にぎりぎりの額しかない。こういう事態だと思われまう。こうした少額の案件まで差し押さえるのは、少々、過酷なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。またこれらの多くは、国保の滞納が関わってくるのではないかとと思いますが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 農地の差し押さえと公売についてであります。滞納処分につきましては、国税徴収法におきまして差押禁止財産の規定がございますが、農地は差押禁止財産にはなっておりません。

次に、差し押さえに至った場合におきましても、どの財産を選択するかは、徴税吏員が次に掲げるような場合に、十分留意して行うものとされております。まず、第三者の権利を害することが少ない財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること、換価に便利な財産であること、保管または引き揚げに便利な財産であることということでございます。このため、当機構におきましては、納税者から聞き取りや所要の調査を通じまして、生活・事業の状況など、個別の事情の把握に努めますとともに、その状況を総合的に判断した上で、差し押さえ財産の選択を行っているところでございます。

なお、差し押さえと滞納税目につきまして、特別な関係はございません。以上でございます。

す。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 先程の公売に掛けてるのに2割しか売れなかった、また、耕作放棄地、田畑についても換価に適しているとはとても思えません。私は、徴税については、いろいろ御努力はされたらいいと思いますが、この件数、そして物件、あとは売れ筋、換価の状況を見ていますと、少々やはりやりすぎている面があるのではないかと思います。我々のところに実例ではなかなか状況がつかみにくいのですが、またわかった場合は、そのことについて、捕捉はしていきたいと思います。

それから、連合長の先程の答弁の中にありました申請による換価の猶予制度ですが、始まって2年経ったんですが、未だに1件もありません。私は、これは納税者の権利を守るという点では、かなり画期的な制度だとは思っています。全国的にもぼつぼつとは申請が出ていますが、当機構の関係では、これだけ滞納案件をかかえて、未だに1件もないというのは、どのようにお考えですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 換価猶予の制度でございますが、先程の連合長答弁にもありましたように、申請の換価猶予の実績はございません。制度周知につきましては、すべての地方事務所にチラシを配架しまして、住民から相談があればいつでも対応できるようにしており、また、適切に対応できるよう、職員の研修などを実施いたしまして、周知の徹底をいたしております。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 チラシが窓口においてあることは私も確認はしています。山城についても、実際に多くの箱がありまして、こういう制度がありますと大きな字で書いてあります。ただ、なかなかその意味がわかったかという、そうはならないのではないのでしょうか。先程、納めたくても納められない人たちの個別の状況を把握して、丁寧な指導をしたいとおっしゃっていましたが、機構の方からこういう制度もありますよということも御紹介いただいている、本人が、申請制ですからあれですが、制度としてあるよということは、窓口の間で必要な人には知らせていくということも必要なのではないかと考えております。月給は本人が10万円、家族1人あたり4万5000円、ここまでは確保されて、それを差し押さえられ、滞納処分されるが、この制度を使えば換価が猶予されることについても、自分が当てはまるのか当てはまらないのか、制度の概要は書いてありますが、大体、これぐらいの基準で活用できるということも書いていただくと、もう少し、該当者はわかりやすくなるのではないかと思います。こうした周知と活用、工夫、取組態度について、いかがお考えでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 先程も答弁いたしましたように、現在のところ各地方事務所の方にまとめたチラシを配備し、十分丁寧な説明をさせていただいている状況でございます。

これからも引き続き、そういった形で進めたいと思っております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私が申し上げたのは、一般的には、収入状況や、あとは納税状況の確認をし



ていますが、個別の収納の相談のときに、機構の方から、こういうのがあるよとお知らせいただくということが、先程の連合長のおっしゃった納めたくても納められない人に対する個別の案件として、丁寧な対応をしたいという具体的なパターンの一つになると思います。

続いて、税機構の業務体制の問題をお尋ねします。次のとおり、企画書の公募を実施しますというのが、ネットの上に広報されています。これを見ていますと、企画提案書の公募と書いてあります。企画提案書の公募、「単年度4,700万円」×3年契約で、これが、提案上限価格の1億4,253万4,000円という中身ですが、この中の業務の内容はどういうものでしょう。効率化のさらなる向上のために業務を委託するとありますが、法人関係税課税事務委託とはどのような業務を指すのか、具体的に御説明下さい。

○議長（石田宗久君） 小谷法人税務課長。

〔法人税務課長小谷幸君登壇〕

○法人税務課長（小谷幸君） 法人関係税課税事務につきましては、職員が専門的な業務に専念するため、補助的な業務について、民間に業務委託を行っているところでございます。

本年9月末に、現行の委託業者との契約が終了することから、新たな委託先を選定するため、府税と市町村税について、申告書等の一元的な受付や、課税事務の一体的な処理を行うといった税務共同化の取組について十分理解の上、質の高い業務の実施体制が確保できるかなどについて、複数の業者から企画提案を提出していただくよう、そのお知らせを機構のホームページに掲載し、広く募集を行ったところでございます。なお、委託する業務につきましては、申告書の受付、申告書の記載不備、添付資料漏れ等の形式的なチェック、データ入力等補助的な大量反復作業でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 業務を大まかに御説明いただきましたが、法人関係税課税業務委託仕様書というので、詳細に書いてあったと思いますが、その委託仕様書の資料としての提出をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 小谷法人税務課長。

○法人税務課長（小谷幸君） 議長と御相談の上、対応させていただきたいと思います。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 中身はまた改めて検討していきたいと思いますが、これは3年間の複数年契約ですね。役務の複数年契約は、我々ほとんどの自治体ではよくありますけれども、普通は債務負担行為の議会承認を得たうえで執行するというのが通常だと思いますが、ここではこうした一般的な業務委託だと思いますが、なぜ債務負担行為はされないのですか。

○議長（石田宗久君） 河田事務局次長。

〔事務局次長河田政章君登壇〕

○事務局次長（河田政章君） 本事業の委託契約は、期間が複数年に及ぶこととなりますが、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とすることで、債務負担行為として予算に定める必要はございません。なお、京都地方税機構長期継続契約に関する条例により、長期継続契約に関する必要な事項を定めまして、京都地方税機構会計規則に則って、契約を行うものでございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 確かに、地方自治法の第234条の3、地方自治法施行令第167条の17において、条例を制定して、長期継続契約をすることができる。税機構にも京都地方税機構長期継続契約に関する条例というのがあります。第2条第2項に6つの項目について、該当するものがあると書いてあるのですが、この課税業務に関する委託については、どの項目に該当する仕事ですか。

○議長（石田宗久君） 河田事務局次長。

○事務局次長（河田政章君） 該当する項目につきましては、同条例での第2条第5項の、「契約の相手方が、当該契約に基づく業務を熟知し、又はこれに熟練する必要があるため、当該業務に習熟するのに長期間を要する契約で、当該業務に習熟していなければ、第三者の利益を害するおそれがあるもの」でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 この規定は、なかなかよそで見かけない、税機構の独特の条文かなと思います。宇治市ももちろん、長期継続契約に関する条例がありますが、もともとこれは電気とかガスとか電話とか、要するに1日も切れたら困る、要るに決まっている、そういうものについて、長期にいちいち議会の承認を得なくても現行の契約を継続していこうというのがこの制度の発端であります。宇治市も6項目程挙げていますが、電算機の借入れに関するもの、分析機器の借入れに関するもの、自動車の借入れに関するもの、庁舎の保守業務・管理、庁舎の警備、そして庁舎の設備、機械等の運転業務の委託とこうなっている。つまり、日常的に庁舎の運営、車、電気、ガスについては、これは本来なら債務負担行為の議決を議会がやって、やるものですけれども、それなしでやってもいいですよという、私は例外的な規定だと思います。

ところが地方税機構のこの長期継続契約に関する条例の中では、先ほど第5項に該当するとおっしゃいましたが、要するに習熟するのに時間がかかるのなら長期契約でいいのだという、ちょっと変わった項目になっています。私は、こうした条項を作ってるわけですから、違法なことをしていると思っているわけではありません。ただ、本来のこの長期継続契約の制度の趣旨からいうと、少し拡大解釈が過ぎるのではないかという思いが、私はこうしたことをこれから、本来は、議会に対して、こういう議場で債務負担を利用して、3年契約を結びたい、議会にもう少しそうしたチェックをさせることが本来のやり方ではないかと思います。もちろん、途切れたら困るということはあるかと思いますが、2月と8月に1回あります。2月に1回議会をやって、そこで債務負担行為を取ったら、4月からの業務に間に合わないということはないと思いますね。そういう意味では、こうした点についての改善が必要ではないかと。現在のやり方は、少し拡大解釈と拡大適用が、やや本来の趣旨から逸脱しかけている。

債務負担行為の承認などを検討されてはいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 河田事務局次長。

○事務局次長（河田政章君） おっしゃっていただきました部分につきましてはですけども、今回の契約につきましては、業務の内容ですが、申告書の受付等の大量反復作業ですが、内

容については、課税に関する部分の専門的な知識を必要といたしますので、一定習熟するまでに期間を要する業務だと判断をしています。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 あんまり専門的で特殊な業務だというと、入札が成立しなくなります。

継続契約で、随意契約で、どんどん伸びるのかと。実際には応募が何社かあって、それぞれで契約をしているわけですから、こっちはそんなに、何年もかけてやってないといけない特殊な業務をしているというわけではないと思います。それはまた、先程、要請した資料の中などを見て、私も中身を確認していきたいと思います。比較的単純な業務なのだと一方ではおっしゃっています。一方では専門的で習熟に時間がかかる。ちょっと話の前後が繋がっていないという印象を持っています。ただ、単純な仕事のように見えますけれども、受付の諸々の業務というのは、過去にいろいろな問題が、確かに起こると思いますが、イレギュラーな事態が委託業者では対応しきれない事態があった場合には、機構側ではどういうふうにされるのでしょうか。いろいろなアドバイスを、こうやってやるという相談を受ける場合もあるのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 小谷法人税務課長。

○法人税務課長（小谷幸君） 申告書の形式的な審査や一般的な問い合わせについては、委託業者業務としておりますけれども、個別具体的な相談については機構の職員が対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 東京都の足立区なんかでは、住民票や戸籍の請求の窓口も委託をされていて、その時に、いろいろ個別なことが起きる。そうすると後ろに区の職員が控えていて、相談したら応じるということになっているわけですが、これをやると業務委託ではなくて、業務の指揮監督権が、区が持っているということになって、偽装請負ということでトラブルが起っています。今のお話を聞いた範囲で言うと、そういう事態にはなっていないようで、この辺は厳格に管理していただきたいと思います。

最後に2月27日付けの定期監査結果の公表の中で、定期監査結果の公表の中、要望が出ています。人事異動に伴う事務の引継ぎを確実にを行うとともに、所属長による確認、複数職員による点検等を徹底し、厳格な事務処理態勢の確立を図られたいとなっておりますが、これはどのように具体化されたのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 河田事務局次長。

○事務局次長（河田政章君） 定期監査結果報告書では、事務はおおむね適正に行われていると評価していただき、引続き適正な事務の執行を徹底することが必要でございまして、本機構が、府及び市町村からの派遣職員で構成される組織としての課題を踏まえ、人事異動に伴う事務の確実な引継ぎ、所属長による確認、複数職員による点検等を徹底し、厳格な事務の処理体制の確立を図ることを要望としていただきました。これまでより確実に事務の引継ぎを行うための引継書の作成や、事務分掌ごとに主担当、副担当を定めまして、複数の職員で点検・確認を行いながら、正確に事務を進めるなど組織的に対策を講じることによりまして、適正な事務の執行に努めてまいりました。

今回の監査結果については、朝礼や職場会議などの機会を活用いたしまして、職員に周知するとともに、職員一人一人が責任と自覚を持って、業務に臨むよう職員の意識の向上にも努めているところでございます。また、機構本部といたしましては、職員が専門知識をより深め、ノウハウの継承が図られるよう、計画的に職員研修を実施しているところです。

今後も気を緩めることなく、引き続き適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 やや紋切り型の答弁かなという気はいたしますけれども、そのとおりにやっていただきたいということは要望させていただきます。

私は年2回の議会の度に、機構の徴収業務が適切かどうかということについて、繰り返しいろいろお尋ねをいたしました。というのは、1万件からの滞納処分をやる。この滞納の処理専門の機関で、せっかく作ったわけですから、着実に成果を上げなければならない大きなプレッシャーは機構の役員の方々にも、職員の方にも深くある。実際、それは毎年毎年、収納率が上がっていくという、大丈夫だろうかと心配するぐらいの、上がったのが悪いと言っているわけではないですが、そんなに今まで見たことなく、よその役所の中では上がったり下がったり、苦労したり、行ったり来たりして穏やかになります。一路上がっていくというのは、何でかなという気をいつも持っていて、そのことについて質問させていただいております。

私は収納の業務は自治体にとって国にとって、税収というのは大事な問題でありますから、真剣に取り組むのは当然だと思いますが、一方でその問題を、納税者の権利を守る、貧富の格差が広まっていくことは、納得できない。納めたいけど納められない人がいる、特に国保が絡んでると、このような問題が起きやすいというのは、大体、これまでの問題として出てきたかなと思います。そういう点については引続き具体的な実情を見ながら検討していきたいと思います。以上をもって、本日の質問終わります。ありがとうございます。

○議長（石田宗久君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 長岡京市選出の小原です。長岡京市がこの10月に選挙がありますので、最後になるかもしれませんが、どうぞよろしく申し上げます。

納税者の生活を守る業務のあり方についてということで、お尋ねをいたします。私は28年8月議会で、機構は地方公共団体として住民福祉の増進を図る役割がある。それは納税相談を通じて、納税者の生活や営業と一緒にあって再建していくことではないかと尋ねましたところ、御答弁は、機構は滞納整理業務がすべてであると、はっきり言い切られましたので、ちょっとびっくりしたのですけれども、実際にどうだろうと考えた時に、私はこの滞納整理業務というところに生活再建というのは、もう含まれているのでないかなと思っています。それが、今の分断社会、格差社会の中で、この生活再建をしていく部分というのを、より強化することが求められているのでないかなということを今思っております、その角度で少しお聞きをしていきたいと思っています。

先ほどの納税者の方の事情をよりお聞きをしてというお話もありましたが、こうやって納

税の折衝をしようと思いましたが、どうして納税ができていないのか、また、御本人から聞き取る中で、その人にとって何が課題なのかというのを、見つけ出していくプロセスというのは当然あると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

〔事務局長中西利信君登壇〕

○事務局長（中西利信君） 当機構におきます事務ですが、昨年8月定例会の時も申し上げましたのですが、私ども機構は特別地方公共団体として、地方自治法に基づきまして、授権された範囲で、移管する府、市町村議会の承認を得て移管されています事務でございまして、当該権限もその範囲に留まると考えています。生活困窮者の生活再建という関係ですが、この生活再建につきましては、一義的にといたしますか、所属する地方公共団体のほうでお取り組みいただくべきものかなと思っています。当機構で処理する事務の範疇には法的にも含まれておりませんと考えています。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今、機構の仕事に含まれていないとおっしゃったのですが、直接、機構の規約に書いてはいないのですが、滞納整理業務をするということそのものが、その納税者の方の生活再建につながっていく、そういうプロセス含めると私は思っています、今お聞きしたのは、事情を聞き取る中で、その方がなぜ納税できないのかということをはっきりしていくプロセスはあるのではりませんかというのを聞いたのですが、どうでしょうか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほど私のほうで答弁させていただきましたが、私どもは滞納整理ということで納税者の方とは折衝させていただきますが、先ほど申し上げましたような生活再建うんぬんというところについては、私どもの処理中には含まれてないと考えています。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 ちょっと大袈裟にとらえられてるのかもしれませんが、公務員のやっている仕事というのは全般に憲法を遵守して権利を擁護するという仕事ですから、当然含まれていると思いますが、例えば、納税相談を進める中で借金があると思ったら、弁護士さんと法テラスにつながるとか、生活がこれはもうとても立ちゆかないであろうということに気づいたら、生活保護申請したらどうですかと言うとか、そういうことを現場で職員さんが公務員として自らの判断で対応されるということは、当然あるのではありませんか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） いわゆる生活再建うんぬんのところですね。一義的に地元の自治体ということで、私どもはそれぞれの市町村の方から権限をいただいているのが滞納整理ということで、その滞納整理に関わるやり取りの情報につきましては、私どもの共同徴収支援システムの方で構成団体の職員の皆さんに、こういう状況やということについては、瞬時に見ていただけると。情報は共有させていただいております。その情報を活用していただくのは、地元の市町村の方と理解しています。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 質問に答えていただきたいと思うのですが、例えば、この機構でしか納税されている方とやり取りができないということがあると思いますよ。要は、もう現年度の場合は非課税になってしまっていて、市町村からは、もうその納税者の方と接点がないと。過年度の分が滞っていて、機構がやり取りをしている場合、実際にその方の生活困窮というのがあった時に市町村につなぐといいましても、市町村に接点ないわけですから、当然、機構が接しておられる中で、例えば、生活保護受けたらどうですかということがないのですかと聞いたのですが、ないのですか。あっても何もおかしくないと思いますが。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 私ども地方税機構の事務所は、前回もこの議会のところで、私は答弁させていただきましたが、私どもの機構の事務所は福祉事務所でございませぬので、私どもの情報を見ていただいて、それを参考にして市のいわゆる税務課からつながれたということ、活用いただいたということについては聞いていますが、私どもの方からつながりということはございませぬ。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 機構の職員さんで、話をする現場で一公務員として、要は借金があるなという方に、弁護士さんや法テラスのことを御紹介をすると、これって何もあってもおかしくないですし、機構の本来の仕事として定めるとは言うつもりはないのですが、現場ではあると思いますが、それはお答えいただけないのですか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 議員御指摘のところ、先ほどから何回も申し上げておるのですが、私どもは滞納整理をするということで職員を派遣いただいて、その業務量に応じて職員さんを市町村から派遣いただいておりまして、業務をこなしております。それ以上のものではないということなので、よろしくお願ひします。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 お答えをいただけないようなので、少し角度を変えますが、納税者の方とお話をするだけでも、例えば高齢であるとか、障害があるとか、様々な背景のある方などで、お話をするだけでも様々な配慮や努力がいるという場合もあるのではないかなって思いますが、また、あと、先ほどから納めないのか、納められないのか、これを見極めると言われましたが、一見、納めないと見えるような方でも、その背景として家庭内の複雑な問題を抱えているとか、あと、状況判断をする力が十分でないとか、何かというと依存症とか、そういう行政として踏み込んだ支援を実際に話をしていくだけでも、踏み込んだ支援が必要な場合もあるのではないかなと思います、納税折衝をされる現場としていかがですかね。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほどからおっしゃられているのは、我々は滞納整理して、それで終わりということなんですけれども、なぜ滞納整理が発生するかの背景についても考えるという御指摘だと思いますが、それについては私どもの方は権限もございませぬので、それはしておりませぬということでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 機構の例えば職員さんが納税者の方と話をしていく上でも、実際にその御事情をお聞きをするというのを先ほどおっしゃいましたけれども、事情を的確に把握をする、その把握をするということだけでも、いろいろな知識ですとか能力というのが求められるのではないかなと思っています。その方がそのとおりに言ったことをそのまま受け取っていいのかという、背景を見て判断すべきことがあるのではないかなということが現場ではすごくあると思んですが、その職員研修などで、要はケースワーク的なそういう知識やノウハウというのを学ぶ機会というのではないのですかね。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほどから申し上げているのですが、私ども機構が処理する事務の範疇の中に含まれておりませんので、そのような研修は現在のところまで行っておりません。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 そうしたら、機構は生活再建の支援は行わないということが言われてるんですが、納税折衝をした情報を構成自治体の税務担当や国保の担当と共有をされているとは以前からお聞きをしています。この共有した情報を元に、構成自治体というのは納税者のそういう支援に動くことはできるのでしょうか。税務情報ですので、いろいろ制約があったりするのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 市町村との連携した情報ですね。市町村から私どもは案件をいただいて、それを滞納整理しています。その状況につきましては私どもの職員と、それから、派遣元の市町村の職員と、これは併任をかけたりの処理をしていますが、同じ情報を共有しますので、その情報については元々の市町の情報でございますので、何も支障はございませんので、市の方で福祉サイドにつないでいただいて活用していただいている、先ほどちょっと申し上げたのですが、実際には議員がおっしゃられているような生活困窮で、そっちへつながれたというケースは、市の中ではやっておられるというのは聞いています。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 生活再建というのに、いろいろこだわって申し訳ないのですが、何でもこういうことを言っていたのかといいますと、野洲市の取組について学ばしていただいたことがありまして、この野洲市で、「くらし支えあい条例」、「債権管理条例」というのを制定されて、要は税の滞納、国保の滞納、保育料の滞納というふうにはばばらにそういう滞納を見るのではなく、それは誰がそうしているのかという一人一人の市民の生活を、それを丸ごと見るという、そういう目線で、要は差し押さえで一時的な効果を上げるよりも、納税者の生活をともに再建して、また、納税をしていけるようになっていっていただくと、そうしてこそ納税意欲も上がって長期的な納税の向上につながるという、そういう考えで支援を進めておられるというのを学びまして、ようこそ滞納いただきましたという文言も見て、本当にびっくりしたのですが、そういうことを学びましたので、少し聞かしていただいたのです。機構は毎年、収納率をアップされてこられて、その業務に対する御奮闘というのは非常に敬意を表すると

ころなんです、いずれ限界があるのでないかなというのを思っています。要はいくら差し押さえをしても100%にならないわけですから、納税者の方がこういう生活困窮とか様々な複雑な事情を克服して、納められるようになっていただくと、それを支えるのでなければ収納率のさらなるアップというのは、これは限界が来るのでないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 私ども、先ほどのお預かりした案件については早期にしっかりと徴収させていただくというのが大原則でございまして、現年と滞繰の比率が変わる中で、現年分が増えてまいりましたので、率が上がっています。基本はお預かりしたものを早期にしっかりと取るということで、当面は頑張っていこうということでございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 私、連合長にお聞きしたいと思うんですが、これまでの御答弁で、滞納整理を厳しく執行していくというのが納税者の信頼につながるのだという、今日も御説明があったとは思いますが、私はこの納税者の信頼が何で得られるかという、納めた税金が住民のために使われてるという、こういう実感が持てるということに尽きるのではないかなと思っております、厳しい取り立てをしていますということをアピールをするというのは、理由に関わらず滞納されている方すべて悪い人、困った人という見方を広げていってしまうのではないかなということを思っています。要は苦勞して払ってのに払っとらへん奴がおると、そこからもっと取れと、こういう感覚を広めていく、それを行政がやっちゃっているのではないかなというのを思っています、でも、一方で、前からもずっといわれている、納めないではなくて納められないという方というのは、社会的に孤立をされているということが多々あると思いますし、そういう人の存在を社会が受け止めて、つながりを回復してこそ納税も進んでいくと思いますので、逃げ得を許さない機構だから信頼されるということではなくて、誰もが納められるように支援をしていくことこそ、納税者の信頼につながるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 私どもが構成団体の方からお預かりさせていただいた案件につきまして、早期に確実に徴収するというのが基本だと思っております。厳しく取り立てということではなくて、私どもは適正にやっています。法律に則ったとおり適正にやらさせていただいています。厳しくという言い方は、法律どおり適正にやっているのをそう言っていただくケースがあるのではないかなと思っております。

私どもは法律どおり適正にやっているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 すいません。

先ほどからかみ合わなくて、大変申し訳ないのですが、決して緩くしろとかそういうことを言いたいのではなくて、適正に業務を執行していく中で、納税者の方が実際にその後の生活が安定していくような進め方をさせていただきたいなということを行っているだけです、決して全然違うことを言っている気はしてないのですが、次にいかせていただきます。



換価の猶予についてお聞きをしたいと思いますが、先ほどもありましたが、申請による換価の猶予というのが、まだ申請がないということですが、この原因が何だろうなと思った時に、私、換価の猶予の申請書類を見せていただいたのですが、猶予の申請書はもちろんですが、財産目録ですとか収支明細書など、こういうものの提出が必要で、家計をまさに丸裸にしなければ受けられないというのが、このハードルの高さの原因なのかなと。猶予というのはあるというのを知っていても、なかなかこれ出すのはしんどいなと。地方事務所で利用されている時にも、そういう感想をお聞きしたのです。

この猶予の申請の様々な提出書類ですが、これは全部条例に規定のあるものでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

〔樋口業務課長登壇〕

○業務課長（樋口賢君） 換価の猶予の申請の分でございますが、これにつきましては当機構の方で様式を定めておりまして、これに基づきまして手続き、事務処理をさせていただいているということでございます。内容につきましては条例に基づきまして、様式については統一をしておるということでございます。以上です。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 条例に基づいて定めている書類だけれども、個々の様式については機構で独自に定めておられるということと理解したのですが、いいですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） はい。

○小原明大君 すみません、先ほどふと思ったものですから、突然すみませんでした。

この換価の猶予というのは、何もこの税金をまけろとか、そういう制度ではなくて、1年間ないし2年間にきちっと分割納付をする約束をして、それをきちっと果たされた時に延滞金が割り引かれるという、こういうメリットがありますので、納税者にとってもきちっと納税をしていくインセンティブにもなるのではないかなということを私は思っていますが、先ほども言いましたように、税をまけろとかいうような制度でもありませんので、財産を全部見せなければならぬとか、要は本当にその人が納税できないのかどうかを丸裸にして証明しなければというほどの証拠書類のようなものを出す必要があるのかなって思うのですが、もうちょっと簡易にできないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 当該申請をいただく方の生活の実態であるとか状況をしっかり確認をさせていただいて、内容に当てはまるのかという確認をさせていただきますので、そこは御自身の方で財産なりを書類にしっかり記載をいただくということになっております。以上です。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 要は、税の額そのものをどうこうするというのではなくて、きちっと分割して払っていくという制度ですので、もう少し受けやすくすることも考えていただきたいなということを求めておきたいと思います。それと、財産調査についてお聞きしたいのですが、滞納の方でなかなか分割納付が進まないという時に、機構としてはその方の納付能力とか滞

納整理を進める可能性を見極めていくためにも財産調査を行われると思いますが、年金や給料という場合はわかりやすいのですが、自営業の方の場合ですと、要は取引先をみんな調べてくということになるのですよね。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 滞納案件につきましては、基本的にその方の収入、預金、不動産などの財産調査を実施いたしますとともに、また、事業などをされている方につきましては、取引先や売掛金などについても所要の調査を行いまして、余剰財産の有無でありますとか、分納時の納付額が正当な額であるかの確認をしているところでございます。以上です。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 要は、自営業の方で、機構から取引先に照会がかけられるということがあった時に、その自営業者さんが滞納されていて厳しいということを取引先に知られてしまうことにはなってしまうと思いますが、それで心証が悪くなって取引をやめられたりとかいうことになりまして、その方の営業が余計に厳しくなって、より追い込まれていくということにもなりかねないかなということを思っておるのですが、その点は、何かの配慮といいますが、考えられていることはあるのですか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 先ほども申しましたように、その方の、いわゆる実情といいますが、そういった収入状況につきまして、当機構といたしましては、確認をさせていただくという必要がございますので、分納等をしていただいている場合にも、必要な財産等の調査につきましてはさせていただきますということを申し上げているところでございます。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 聞かないわけにいかんというのもわかる気がするのですが、いきなりそうやられると、御本人さんも非常にナイーブな部分もありますので、ぜひ、この業者さんには、あそこに聞くということを事前に言っていただくとか、そういうことも考えていただければということをおもっています。

あと、国保の滞納についてお聞きをするのですが、国保税とあと国保料というのがあり、料の形態にされている自治体にも、こちらの機構に移管されるところが増えていると思いますが、料の場合は税よりも徴収権の優先順位としては低いとされていると思いますが、ただ、国保の滞納というのは、短期証とか資格証明書の発行、すなわち保険証がなくなって、医者にかかれないという問題に今、密接に関係していますので、税も国保も滞納があるという方の場合、その方が月1万やったら、何とか納められますと、そういう話をされて、分割納付する時に、税よりも国保の方をある程度、配慮して優先して入れてあげるとか、そういうことが、一定要るのではないかなと思いますが、この税と国保の配分とか、こういう配慮とか、どのように伝えていきますか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 一般税と国保税、両方に滞納がある場合、また複数年度にわたって滞納がある場合におきまして、分割により自主納付いただく場合につきましては税目に関

ならず、基本的には、納期限の古いものから納付をいただいております。滞納者さんの申し出により、納付税目等を選択する場合もございますので、国保への申し出があれば、考慮いたすというところです。以上でございます。

○小原明大君 市町村との間で、この方このぐらいは納めてもらわないと、資格証明書になってしまいますよとか、そういうやり取りというのはあつたりするのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 特に資格証明書の交付というような形で市町村の方からは、情報をいただけませんが、先ほどの局長の答弁にもございましたように、いわゆる納税折衝や、納付の記録などにつきましては、瞬時に共同徴収支援システムというところに入力をいたしますので、市町村さんの国保当局とも、情報は共有できていると考えております。以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今思ったのですが、この徴収システムですね。要は機構さんから市町村の方に状況を発信をすると。市町村の側が機構に今こういう状況ですということ、そういうのもあるのですかね。わかりました。例えば市町村の国保担当と税の担当が、別々である場合、連携が十分取れてないということも時々聞くのですが、この機構での納税折衝の情報というのは、要は、国保については、市町村の国保担当にしかいかない。税については税担当にしかいかない。要は市町村の税担当が国保の状況を知ったりとか、そういうことにはならないということでしょうか。

○議長（石田宗久君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） これも先ほどの答弁にございましたが、共同徴収支援システムの端末をそれぞれ部局に、市町村の税担当と、国保を移管しているところには国保に置いてございまして、内容は一緒のもので、お互いに同じ内容を確認できるということになっております。以上です。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

要は、市町村で税担当と国保担当が全然違う部署になっている場合に、連携が取りにくいということがあるのですが、機構さんの場合は全体を、統一的に扱っているということですので、この役割は一層大きいなど、そういう意味では思いました。ぜひ、この市町村の国保担当とも緊密に連携していただいて、命と健康を守る立場でやっていただくようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 以上で、一般質問を終了します。

---

○議長（石田宗久君） 次に、日程第7、第1号議案及び第2号議案の2件を一括議案とします。

---

○議長（石田宗久君） これより議案2件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（石田宗久君） 次に、議案2件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、光永敦彦君に発言を許します。

光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。ただいま、議題となっております、第1号議案、京都府地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例に賛成し、第2号議案、平成28年度京都府地方税機構一般会計歳入歳出決算の認定に付する件に反対の立場から討論を行います。

第2号議案、平成28年度京都府地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件に反対する理由の第一は、貧困の格差の広がりのもとで、地方税機構が税負担を含め、暮らしの困難に直面する府民一人一人に寄り添った特別地方公共団体たり得るのかという問題点です。

私は、先の2月定例会で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものを、生活困窮者と法律で定義した、生活困窮者自立支援法の具体化について、本議会で取り上げてきました。また、貧困と格差の広がり深刻化、中でも経済的事実により生じている生活困窮者への具体的な対応が、法に基づき、地方公共団体には求められていると指摘をしました。その後、検討や具体化なども努力されているとお聞きはしていますが、しかし、地方税機構の取組実績で、発足以来、過去最高の収納率を達成することができたと、第一に報告されており、もともと総合行政である地方自治体のうち、徴収を目標として位置づける性格を持つ以上、自治体本来の役割を果たすことができません。理事者はいつも、徴収した滞納を府民福祉の増進に役立てると言われていますが、滞納されているのも府民であり、滞納するということは、滞納せざるを得ない状況があるわけで、それを解決することこそ、本来の自治体の役割ではないかと私は考えます。

反対の理由の第二は、職員の人材育成にとっても課題や問題があるという点です。

地方税機構が、本格徴収業務開始から7年が経過をし、この間、自治体職員は、人員削減等より、体制が極めて厳しくなっています。こうした中、税業務にかかわる職員や人材が減少し、本地方税機構に派遣される自治体職員も、ローテーションが進むにつれて、税業務に携わったことのない職員が派遣されることも増えてきています。とりわけ、決算議案にも示されているとおり、負担金が減っているように、若い職員の派遣が増えていることが推察をされます。このため、本議会でも繰り返し、職員研修の在り方について質問がされてきました。また、定期監査結果の要望にも、指摘されているところです。そもそも、税業務とは、権力行使の中心であるにも関わらず、徴収業務を切り分けることは、総合行政を担う自治体職員の育成にとっても、また、滞納者を徴収の角度から評価する仕事に特化していくことは、公務員の在り方としても問題があると言わざるを得ません。

反対の理由の第三に、税という最もセンシティブな情報を取り扱う上で、課題があるという点です。この間、個人情報保護に関わる各種の問題に加え、マイナンバーでも本年わかっているだけで誤って送付した件数は、構成団体では、木津川市で7件、京田辺市2件、宮津市9件、向日市4件となっています。さらに企業内等でも、マイナンバーの取り扱いを巡っ

て、戸惑いや問題が発生しています。こうした状況のもとで、センシティブ情報や、マイナンバーを地方税機構が扱っていることは、極めて問題であると考えています。

反対の理由の第四に、この間、軽自動車の事務の共同化が実施をされてきましたが、今後その対象を広げようとしているためであります。

よって、決算認定には反対します。

なお、最後に一言申し上げたいと思います。

本議会で答弁が繰り返されてきたのが、真に払えない人と、払える人を業務上見極めていく、あるいは親切で丁寧な相談を行うということでもあります。もちろんそれは言うまでもなく当然のことです。しかし、派遣されている職員の皆さんにぜひ考えていただきたいと思います。地方自治法第1条にある、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとすると言われていています。今、地方税機構という組織が今の権限の範囲で果たして自主的、総合的に府民福祉の増進に役立つ仕組みになっているのでしょうか。滞納されてお困りの方も含め、すべての住民の福祉に役立っている組織となっているのでしょうか。また、それにふさわしい業務となっているのでしょうか。公務員の皆さんは優秀でまじめですから、その任務に精励されていると思いますけれども、しかし、本来の地方自治体や、公務員の役割との関係で、直接的権限のない地方税機構だからこそ、果たして今の在り方がいいのかどうかそこまで突き詰めて税機構の在り方及び業務を考えていただきたいと思います。

そのことを切に願い、私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 次に、徳谷契次君に発言を許します。

徳谷契次君。

〔徳谷契次君登壇〕

○徳谷契次君 南山城村議会選出の徳谷でございます。

議題となっております議案を見て、第1号議案、京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件、並びに第2号議案、平成28年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私の地元である南山城村は、村の人口が減少し、もともとの流出と相まって少子高齢化が進み、高齢化率が40%を超えている状況にあります。村ではこの課題に対し、京都府の協力をいただき、去る4月に道の駅、お茶の京都みなみやましる村を開業し、地域産業の活性化、高齢化対策、若者の就業対策に取り組んでいるところでございます。一方で、これらの施策に充てる財源は村税に加え、国・府の補助金や起債などを活用しつつ、歳入歳出見直しを行うなど、検討を加えながら捻出している状況にあります。各自治体とも、住民福祉の向上のため、自治体ごとの課題に応じて、独自の施策に取り組んでおられることと思いますが、そのためには歳入の自主財源である税収入を確保し、安定的な財政を運営する必要があります。そして税収入を確保するには、きっちり課税し、きっちり徴収することが重要であり、私は村議会においてはその旨、当局に要請しているところであります。

税機構では、まず平成22年度から、徴収業務の共同化を開始され、平成24年度からは、法人関係税課税事務の共同化を、28年度からは軽自動車税の申告書データ化業務を、29年度と

なるこの4月からは、自動車関係税受付事務の共同化に着手されるなど、徴収、課税の両面で確実に共同化を推進されています。徴収業務の共同化では、平成28年度の移管額に対する収納率は前年度より2.3ポイント増の51.2%を収納し、税収にして90億円を超える額を確保しています。法人課税業務の共同化についても府税と市町村税の申告の納付をまとめることで、事業者の利便性の向上を図ることと併せ、未申告法人に対する調査と申告所得で、新たに6,400万円の申告納付を確保するなど共同化に伴う増収効果も現れています。軽自動車税の申告書データ化業務では、17万件近い申告をデータとして整理した上で、市町村に提供され、業務の省力化、効率化を図られたところです。

さて、今回提出の議案のうち、個人情報保護関係の条例は法律の改正に伴うものであり、28年度決算の内容につきましては、構成団体からの負担金をもって、歳入の不足をまかない、歳出は派遣職員の給与負担金と、業務に必要なシステム経費や事務経費等で監査委員の意見書にもあるように適正に執行されていると考えるところです。

今後とも構成団体と十分に連携して公平・公正な税業務に努められるようお願いをいたしまして、議案に対する賛成の討論といたします。

○議長（石田宗久君） 以上で討論を終結いたします。

---

○議長（石田宗久君） これより、議案2件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。

本案を原案どおりに認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（石田宗久君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は原案どおり認定されました。

---

○議長（石田宗久君） 次に日程第8、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思います。  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお指名は委員及び補充員の2回に分けて行います。

まず委員に梅原勲君、荘司泰男君、田淵五十生君、角替豊君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に伝宝和平君、河合良治君、中島則明君、上本雄一郎君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充員の補充の順序はただいまの指名の順序とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○議長（石田宗久君） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、平成29年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 石田宗久

会議録署名議員 平井齊己

同 清水章好